

過労死等の防止に関する総合的な対策を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際用語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災と認定される数は増え続け、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいものの、「過労自死」も含めて広がる一方で、減少する気配はない。

まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自死で命を落とすことは、わが国にとっても大きな損失と言わなければならない。まずは、労働基準法、労働安全衛生法の適切な運用により事態の解決を図ることが先決であるが、本格的な少子高齢化社会の到来を踏まえると、女性の社会進出に伴う就労環境を整備するためにも、長時間労働が許容される社会的な風潮そのものを是正する必要がある。

しかしながら、昨今の雇用情勢の中、労働条件が厳しくても、労働者が使用者にその改善を申し出るのは容易ではなく、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい。

そのため、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行う必要がある。

よって、国会及び政府においては、過労死の実態把握に努めるとともに、過労死の防止に向けた総合的な対策を目的とした法律を一日も早く制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）5月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣
（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党及び
市民ネットワーク北海道所属議員全員